

平成29年度からの景観事務執行体制について

平成29年度から都市づくり部の事務処理の効率化を図るため、事前協議関係の事務を建築課で行うこととなり、景観事務の一部を残して、建築課へ所管替えを行う。それぞれの所掌事務については下表による。

都市計画課で所掌する事務

- ・景観審議会の運営に関する事務
- ・景観計画等の策定及び新たな制度設計に関する事務
- ・区民や事業者への意識啓発に関する事務
(小学3年生まちなみ絵画コンクール、下町塾景観ワークショップ)
- ・景観まちづくりニュースの発行等に関する事務

建築課で所掌する事務

- ・景観審査委員会の運営に関する事務
- ・景観協議に関する事務(事前協議・行為の届出・完了報告)
- ・景観形成資源・景観重要建造物・景観重要樹木の指定及び周知啓発に関する事務
- ・区民や事業者への意識啓発に関する事務(景観まちづくり賞)
- ・景観協定等の認定に関する事務